

船舶事故調査報告書

平成28年8月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（岸壁）
発生日時	平成28年3月12日 05時38分ごろ
発生場所	石川県七尾市七尾港 七尾港府中防波堤東灯台から真方位054°690m付近 （概位 北緯37°03.1′ 東経136°58.7′）
事故の概要	貨物船若貴丸は、出港作業中、岸壁に衝突した。 若貴丸は、舵に曲損を生じ、岸壁のコンクリートが剝離した。
事故調査の経過	平成28年3月22日、調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 若貴丸、496トン
船舶番号、船舶所有者等	135569、貞富海運有限会社
乗組員等に関する情報	船長、四級（航海）
負傷者	なし
損傷	本船 舵に曲損 岸壁 コンクリートの剝離
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北東、風力 3、視界 良好 海象：潮汐 下げ潮の初期 日出時刻：06時07分ごろ
事故の経過	本船は、七尾港第1ふ頭東側の岸壁から錨を巻き上げるとともに機関を前進にかけて離れた。 船長は、離岸した際、船尾方の七尾港第2ふ頭（以下「第2ふ頭」という。）まで十分距離があると思い、回頭しようと機関を後進に入れ、引き続き中立とした。 船長は、航海士から第2ふ頭が近いとの報告を受け、目視で確認したところ、衝突の危険を感じ、機関を前進に入れたが、第2ふ頭と本船船尾とが衝突した。 船長は、後進をかける際、第2ふ頭との距離を確認しておけばよかったと本事故後に思った。
分析	本船は、七尾港において出港作業中、船長が機関を後進に入れ、回頭して出港しようとした際、本船と第2ふ頭との距離を把握していなかったことから、機関を中立にする時機が遅れ、第2ふ頭に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、七尾港において出港作業中、船長が機関を後進に入れ、回頭して出港しようとした際、本船と第2ふ頭との距離を把握していなかったため、機関を中立にする時機が遅れ、第2ふ

	頭に衝突したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・港内において回頭する場合は、岸壁との距離を確認すること。